

ISO 14066:2023に対する
温室効果ガス妥当性確認・検証機関に関する認定の移行要領

1. 適用範囲

本文書は、IAF 決議事項 2023-15 (ISO14066:2023に対する移行措置)に準じ、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）より、認定を受けている温室効果ガス妥当性確認・検証機関（以下、「機関」という）に対し、JIS Q 14066:2012(ISO 14066:2011)（以下、「旧基準」という）から、ISO 14066:2023（以下、「新基準」という）に対する認定の移行に適用する。

2. 移行審査の基準・指針

（認定の補足基準）

ISO 14066:2023

※ICAO CORSIA検証は、旧基準を適用。

3. 認定の移行

本協会は、次の要領で認定の移行を計画、実施する。

3.1 移行期限

IAF 決議事項 2023-15に準じ、新基準に対する認定の移行期限は2025年8月31日とする。なお、移行期限までに、新基準に基づく認定の決定が行われていなければならない。

3.2 移行審査

移行審査は移行期限に間に合うように、本文書発行以降に予定されている定期審査または臨時審査にて文書レビュー及び事務所審査での評価を行う。機関は、本文書受領から1か月以内に移行審査の希望時期を本協会へ申し出ること。移行審査の希望時期の申し出の後、移行審査の方式（定期審査と同時、又は臨時審査）について機関と本協会でも個別に調整する。なお、移行審査の実施時期は、不適合が検出された場合の是正処置期間を考慮し、事務所審査の終了会議を2025年4月30日までに完了とする。

機関は、移行審査（事務所審査）を開始する3か月前までに次に該当する証拠文書を本協会に提出する。

- 新基準に関する差分分析結果とその対応（正当な理由により提出期限までに未完了項目がある場合はその理由と実施スケジュール）

- 新基準に対応した文書類すべて。要員に対する教育・訓練、及び検証人、審査員の資格に関する手順及び記録を含む。
- 新基準の要求事項に基づく内部監査の実施結果

提出先は次のとおり

公益財団法人 日本適合性認定協会 CB認定ユニット CB業務クライアントサービス担当

E-mail:cs-cb@jab.or.jp

3.3 移行審査報告

移行審査報告はJAB200の6.8に準じて行う。

3.4 不適合

新基準に対して不適合が特定された場合、JAB200の11に定める手順に準じて取り扱う。

なお、新基準に基づく認定の決定前に、すべての不適合は解決されていなければならない。

3.5 認定の移行に関する決定及び認定の授与

認定の移行に関する決定は、移行審査の結果に基づいて行う。

本協会は、決定を機関に通知し、認定証の改定を行う。

3.6 標準審査工数

移行審査にかかる標準工数は次のとおりとする。なお、機関の実施するシステムの変更の度合い、文書レビューの結果によっては、工数を増加させることがある。

移行審査の時期	文書レビュー	事務所審査
サーベイランス	2.0人日*	1.0人日*
再審査	(追加なし)	(追加なし)
臨時審査	2.0人日	1.0人日

*定期審査工数に追加される工数

3.7 認定移行後の対応

本協会は、認定移行後の定期審査において、事務所審査及び実地審査立会によって新基準に基づく機関の運用を評価する。

4. 新たに認定を申請する機関

本文書発行後、初回及び拡大認定申請の受付は、ICAO CORSIA検証を除き、新基準に基づくもののみとする。

以上